

「大型ごみ有料化の導入について」答申の概要

≪東大阪市一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月)≫

(1)内容

- ごみ処理・資源化に関する長期的視点に立った基本的な方針
- 計画期間は、平成28年度～37年度の10年間

(2)主な計画の目標値(平成37年度)

- 焼却処理量23%削減(平成26年度比)
- リサイクル率26%
- 最終処分量45%削減(平成26年度比)

(3)ごみ減量の重点プロジェクト

1. 環境教育の普及啓発
- 2. ごみ有料化の導入(★)**
3. 多様なごみ減量手段の提供
4. 事業系ごみの減量化・資源化

≪東大阪市廃棄物減量等推進審議会(平成28年4月設置)≫

(1)内容

- 一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する事項の調査審議機関
- 学識経験者、団体役員、本市住民、関係行政機関職員で構成

(2)平成28年度の開催状況(開催回数4回)

- 諮問(大型ごみ有料化の導入について)
- 本市の大型ごみ処理の現況、他市における有料化実施状況
- 有料化の仕組み、導入にあたっての配慮事項
- 答申案の取りまとめ

(3)答申手交式(平成29年1月20日)

1. 有料化の目的

- ①ごみの排出量及び焼却処理量の削減
- ②「ものを大切に作る」など環境を意識したライフスタイルの浸透
- ③排出量に応じた公平なごみ処理費用の負担

2. 有料化の仕組み

- ①大きさ別、重量当たりの処理費用に基づく手数料設定
- ②事前納付制度として、処理券(シール)方式による徴収
- ③現在の収集方法である電話申込制による随時収集

3. 導入にあたっての配慮事項

- ①リユースの推進
- ②不法投棄対策の強化
- ③持ち去り対策
- ④高齢者等への配慮
- ⑤市民への周知
- ⑥手数料収入の使途
- ⑦その他(有料化導入前の駆け込み排出、有料化による効果検証など)